

特定口座約款

十八親和銀行

第 1 条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じとします。）が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために株式会社十八親和銀行（以下「当行」といいます。）において開設する特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第 3 項第 2 号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための事項を定めるものです。また、お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設した特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第 4 項第 1 号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための事項を定めるものです。

- 2 お客さまと当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」他の規程等の定めによるものとします。

第 2 条（特定口座の開設）

お客さまが当行に特定口座の開設を申込みにあたっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまには運転免許証、住民票、印鑑証明書その他一定の確認書類をご提示いただき、お名前、生年月日、ご住所等について確認させていただきます。

- 2 お客さまは特定口座を当行に複数開設することはできません。
- 3 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内上場株式等の譲渡の時までに、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから特定口座源泉徴収廃止届出書のご提出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書は引き続き有効なものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をした後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱を変更することはできません。

第 3 条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、その年の最初の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。

- 2 お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、その年の最初の配当等支払確定日までに、または、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入廃止届出書をご提出いただくものとします。
- 3 お客さまが当行に対して、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年の最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した以後、お客様はその年の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収をしない旨の申出を行うことはできません。

第 4 条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において行います。

第 5 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第 6 条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設されたお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特に申出がない限り、当行が定める取引を除き、特定口座を通じて行うものとします。

第 7 条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、法第 37 条の 11 の 3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、法第 37 条の 11 の 4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 15 号）附則第 13 条および関係政省令に基づき行います。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、法第 37 条の 11 の 6 第 6 項および関連政省令の規定に基づき行われます。

第 8 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受け入れます。なお、次の各号に該当する上場株式等であっても当行の都合により特定保管勘定で受け入れないことがあります。

- ① 第 2 条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）または当行への購入申込により取得した上場株式等、または当行から取得した上場株式等で取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行に開設したお客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ③ お客さまが、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。）により取得した当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行のお客さまの特定口座（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合を除きます。）に移管されたもの。
- ④ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託、特定受益証券の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。
- ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

第 9 条（特定口座に受け入れる上場株式配当等の範囲）

当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該本支店に保管の委託がされている上場株式等（法第8条の4第1項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限り、）のみを受入れます。

- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第10条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への解約のお申出による方法、当行に対して譲渡する方法のいずれかにより行うものとします。

第11条（源泉徴収・還付）

当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書の提出において、源泉徴収ありを選択いただいた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および地方税の源泉徴収又は還付を行います。

- 2 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価に相当する金額の支払をする際にその金額より差引くことにより行い、源泉徴収後の金額を投資信託保護預り口座の指定預金口座へ入金します。
- 3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、投資信託保護預り口座の指定預金口座へ入金します。

第12条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客さまに対し、法令の定めるところにより、当該払出しの通知を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行います。

第13条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当行は、第8条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、関係法令等の定めるところにより行います。

第14条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第8条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）③に規定する上場株式等の移管による受入れについては、関係法令等の定めるところにより行います。

第15条（特定口座年間取引報告書等の交付）

当行は、法第37条11の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客さまに交付します。

- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。
- 3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまへ交付し、1通を税務署に提出します。

第16条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書提出後に、当行に届け出たご住所、お名前、印章その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）を当行にご提出いただくものと

します。また、その変更がご住所、お名前に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

第 17 条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当するときに解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定するものをいいます。）を提出されたとき。
- ②特定口座開設者死亡届出書（施行令第 25 条の 10 の 8 に規定するものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、法令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき。

第 18 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係法令および諸規則等に従って取扱うものとします。

第 19 条（免責事項）

お客さまが第 16 条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 20 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客さまに通知します。この場合、お客さまから所定の期日までに異議の申し立てがない場合には、約款の変更に同意いただいたものとします。

第 21 条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（附則）

この約款は、令和 2 年 1 0 月 1 日より適用させていただきます。

以上

（2020年10月1日現在）